

説明会を掲示により行う場合の掲示

「荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯」
の変更に関するお知らせ

大規模小売店舗立地法第6条2項の規定に基づき「荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯」を変更する旨の届出を令和7年6月2日付けで大阪府知事に提出しましたので、同法施行規則第11条第2項の規定により掲示します。

【店舗名称】

山田西阪急ビル「デュー阪急山田」

【設置者】

三菱UFJ信託銀行株式会社
代表取締役 窪田 博
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

【変更しようとする事項】

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 7:00～22:00
(変更後) 3:00～22:00

【変更する理由】

荷さばきの運行計画を見直すため

【変更する年月日】

令和7年6月3日

＜問い合わせ先＞

- ・所在地：大阪市北区芝田一丁目1番4号
- ・名称：阪急阪神ビルマネジメント株式会社 沿線営業部
- ・電話番号：06-6372-7851（担当：三井、山下、長森）

（届出書の縦覧場所）

- ・大阪府 商工労働部 中小企業支援室 商業振興課
所在地：大阪市住之江区南港北一丁目14番16号
大阪府咲洲庁舎25階
- ・吹田市 都市魅力部 地域経済振興室
所在地：吹田市泉町一丁目3番40号